中国職務発明の認定

~対外的に公開していない技術資料の取り扱い~ 中国知的財産権訴訟判例解説(第34回)

酢酸繊維公司 原告

劉向建 被告

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

中国における職務発明については専利法第6条に規定されている。

専利法第6条

所属機関又は組織の任務を遂行し又は主として所属機関又は組織の物的技術的条件を利用して 完成させた発明創造は職務発明とする。

すなわち、職務発明は会社から命じられた任務に基づきなされた発明と、任務とは別に会社の 物的技術的条件を利用してなされた発明との2つに分けられる。

本事件では会社内の技術資料を利用してなされた発明が、後者の職務発明に該当するか否かが 争点となった。

広東省高級人民法院は、会社内の資料は対外的に公開されていない技術資料であると認定し、被告がなした特許出願に係る発明は職務発明に該当するとの判決¹をなした。

2. 背 景

(1) 特許の内容

劉向建氏(被告)は2006年12月22日、個人の名義で国家知識産権局に「アセトンの吸着床を回収するのに用いる低温遅延解析方法及びアセトン回収装置」と称する発明特許出願を行った。出願番号は200610124343.4である。

¹ 広東省高級人民法院判決 (2011) 粤高法審監民再字第60号